

資格のお手続きはお早めに!!

4月は、就職・就学などにより、世帯に変更が生じる季節です。採用・退職・転居など被保険者に異動があったときは、組合への手続きが必要です。忘れずに手続きをお願いいたします。

●職員を雇用したとき

- 家族が増えたとき（家族が他の健康保険をやめた・子供が生まれた）



【手続きに必要な書類等】

- 国民健康保険被保険者加入申請書（様式 第1号の1(A)）
- 住民票原本（世帯全員記載のもの） ●番号確認書類
- 身元確認書類（事業主が加入する時）
- 適用除外承認申請書（法人事業所の組合員加入時）

●職員が退職したとき

- 家族が減ったとき（就職先で健康保険に入った・健康保険の扶養家族になった・組合員の世帯から転出した）



【手続きに必要な書類等】

- 国民健康保険被保険者喪失届出書（様式 第1号の1(B)）
- 被保険者証*
- 高齢受給者証*（70歳～74歳の方）
- 限度額適用認定証*（発行者のみ）

*組合をやめる場合は、被保険者証等は必ず返却してください。

●住所や氏名が変わったとき



【手続きに必要な書類等】

- 自宅住所・氏名変更届（様式 第1号の7）
- 住民票原本（世帯全員記載のもの） ●被保険者証
- 高齢受給者証（70歳～74歳の方）
- 限度額適用認定証（発行者のみ）

●修学のため住民票を移したとき



【手続きに必要な書類等】

- ④国民健康保険法第116条 該当届（様式 第1号の4(B)）
- 在学証明書または学生証の写し
- 分離先の住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 被保険者証

※修学のために住民票を移していた家族が、卒業等により組合員の住所に住民票を戻したときも、届け出が必要です。

- ④国民健康保険法第116条非該当届（様式 第1号の4(B)）
- 住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 被保険者証

●被保険者証や高齢受給者証を失くしたとき



【手続きに必要な書類等】

- 国民健康保険被保険者証等再交付申請書（様式 第1号の6）
- 組合員の身元確認書類